



邸園文化圏再生構想

湘南邸園文化祭 2024 企画運営者募集要項

湘南邸園文化祭連絡協議会



1 湘南邸園文化祭 2024 開催趣旨

相模湾沿岸地域一帯は、明治期から別荘・保養地を形成して、首都圏で活躍する政財界人・文化人らが滞在・交流する地域として発展し、さまざまな文化を発信・蓄積してきました。

それらは、緑豊かで閑静な住宅地空間や歴史的建造物の佇まい、美術、文学、音楽、スポーツなどの湘南文化として今も息づいています。



しかし、近年においては、それらの文化を育んできた邸宅・庭園（邸園）や歴史的建造物が、相続時の保全の難しさや維持管理のための費用負担の大きさなどから、次々に失われています。

一方、この地域の各地では、邸園等の保全活用や、さらに新たな魅力の創造を目的とした、NPO 等のまちづくり組織が活発に活動を始めしています。

また、この地域の市町の中には、邸園等の保全活用に取り組んできた自治体もあります。



これらの取り組みを受け止め、神奈川県は、この地域の活力と魅力を増進するために、地域の歴史・文化を育み、人々の心に残る風景をかたちづくってきた邸園等を、内外からの来訪者と地域住民による多彩な交流の場として保全活用し、新しい湘南文化を創造し発信することを目的とする、「邸園文化圏再生構想」を進めています。



このような邸園文化圏再生構想の趣旨に賛同する各地の NPO 等と県及び関係市町が協働連携し、邸園等の保全活用に取り組むために、また邸園文化圏再生構想を推進するプロジェクトの一つとして「湘南邸園文化祭」を開催するものです。



湘南邸園文化祭は、各地の NPO 等による邸園等の保全活用の取り組みを、“湘南邸園文化”という一筋の糸で紡ぎ、邸園等を利活用した様々な文化的催しを湘南地域一帯で同時期に開催することで、邸園等の存在とその価値を発信し、地域住民・県民に再認識してもらい、邸園等の保全の機運を高め、さらには邸園等の利活用を担う事業者やアーティスト等との広域的な連携を目的とするものです。



※“邸園文化圏再生構想”は、相模湾沿岸に位置する三浦市・横須賀市・葉山町・逗子市・鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・平塚市・大磯町・二宮町・小田原市・真鶴町・湯河原町・箱根町の 14 市町を対象とした構想です。

2 募集する企画運営内容

(1) 企画運営者の公募について

- ・湘南邸園文化祭 2024 を構成する各催しの企画運営者を募集します。
- ・選定された企画運営者は、湘南邸園文化祭連絡協議会（以下「連絡協議会」）の正会員となり^{※1}、連絡協議会連絡会（4 回程度を予定）において、事前調整や事後評価に参画します。

※1：会費（1,000 円程度）及び主催団体登録料（4,000 円程度）納入を要します。

(2) 運営経費

- ・企画運営者が主催する各催しの運営経費は、企画運営者が各催しの参加者から徴収する参加費等、企業又は個人スポンサーによる寄付金により、企画運営者が賄うものとします。

(3) 応募者の資格

次のいずれにも該当する者：

- ・相模湾沿岸地域一帯^{※2}及び隣接地域の邸園等^{※3}で活動を行っている者、又は、これから活動を予定している者。
- ・特定の政党やこれに類する政治団体・グループ及び宗教活動や営利活動を目的とする者でないこと。

※2 相模湾沿岸地域一帯とは、三浦市、横須賀市、葉山町、逗子市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、二宮町、小田原市、真鶴町、湯河原町、箱根町の14市町を指す。

※3 但し、総会で承認を得た隣接地域の邸宅・庭園・歴史的建造物等とする。

(4) 応募の要件等

- ・相模湾沿岸地域一帯に存在する歴史的な邸宅、庭園又は歴史的建造物（以下、「邸園等」という。）において開催する、湘南邸園文化祭の開催趣旨に即した催しであること。ただし、邸園等以外を会場とした催しの場合には、邸園等の価値や魅力を伝える催しであること。
- ・会場となる邸園等を紹介する資料を作成して参加者に配布するなどにより、邸園等の価値や魅力をPRする内容をプログラムに取り入れること。
- ・企画運営者は、会場とする邸園等の確保及び使用について自身で調整すること。
- ・企画運営者の責任で、催しの内容に応じて必要な保険に加入すること。事故への責任は協議会としては負いません。
- ・企画運営者は、主催する催しに関する問い合わせや事前申し込みに関する対応を行うこと。

(5) 役割分担

ア．企画運営者

- ・催しの企画、準備
 - ・連絡協議会 総会及び連絡会への参加
 - ・催しについての問い合わせや予約受付に関する対応
 - ・催しの運営
 - ・事後の課題の検討等への参画（運営内容の記録、アンケート調査及び結果の入力の実施等、収支報告書の提出）
- ※企画運営者が主催する各催しの運営経費は、企画運営者が各催しの参加者から徴収する参加費等、団体又は個人スポンサーによる寄付金により、企画運営者が賄うものとします。

イ．県

- ・湘南邸園文化祭全体の広報（プレスリリース / ホームページ掲載 等）
- ・県所有邸園の借用交渉への協力

(6) 提出書類

◎応募には、以下の書類をご提出ください。なお、既に正会員の方が継続して参加する場合には、①・②の書類のみをご提出ください。

- ①企画運営提案書※
- ②予算計画書※
- ③湘南邸園文化祭連絡協議会入会申込書
- ④定款又は会則等
- ⑤役員名簿
- ⑥活動実績を紹介する資料（様式任意）

※申請書類の電子データは、「湘南邸園文化祭」ホームページの会員ページよりダウンロードできます。

(7) 受付期間・提出先

◎令和6年4月1日（月）～4月30日（火）（当日消印有効）

◎郵送 | 邸園文化調査団 行き

〒231-0041 横浜市中区吉田町10番地 都南ビル401（株式会社山手総合計画研究所内）

(8) 審査方法

◎連絡協議会は、提出書類を元に以下の観点から審査し、企画運営者を選定します。

- ①応募者の活動実績
- ②邸園等の価値や魅力を伝える催しであるか
- ③邸園等の保全活用の可能性を示す催しであるか
- ④応募者のこれまでの取組を発展させる催しであるか
- ⑤催しの実現性や熟度があるか

※一の企画運営者が複数の催しに応募しても構いませんが、審査は催しごとに行います。

3 スケジュール

4/1 ～ 4/30	募集	8 月上旬	ガイドブック配布
5 月上旬	審査、企画運営者決定	9 月初旬～ 12 月上旬	湘南邸園文化祭開催
5 月中旬	連絡協議会総会及び第 1 回連絡会	1 月中旬	第 3 回連絡会
7 月上旬	第 2 回連絡会	2 月中旬	第 4 回連絡会

4 お問い合わせ

邸園文化調査団（湘南邸園文化祭連絡協議会 事務局）

TEL：045-341-0087 FAX：045-261-3022 URL：<http://shonan-teien-festival.org/>

参考：湘南邸園文化祭 2006-2022 開催概要

	催し数	参加者数	主催 NPO 数		催し数	参加者数	主催 NPO 数
2006	32 (6 市町)	8,772	11	2015	60 (14 市町)	19,267	31
2007	32 (8 市町)	15,012	14	2016	65 (14 市町)	14,856	32
2008	32 (9 市町)	24,760	18	2017	61 (14 市町)	12,921	30
2009	38 (9 市町)	26,823	21	2018	65 (14 市町)	36,735	34
2010	42 (9 市町)	24,062	23	2019	61 (14 市町)	9,753	31
2011	52 (9 市町)	5,803	24	2020	33 (10 市町)	9,623	18
2012	58 (9 市町)	15,531	26	2021	45 (13 市町)	9,323	25
2013	63 (10 市町)	22,524	26	2022	46 (12 市町)	8,238	26
2014	63 (11 市町)	17,316	26	2023	57 (13 市町)	51,029	31



「佐藤まどかヴァイオリンコンサート」グリーンハウス
藤沢 | 2006



「紅葉のライトアップ」県立大磯城山公園
大磯 | 2007



「旧里見弾邸で聞く 18 世紀の響きフォルテピアノコンサート」旧里見弾邸
鎌倉 | 2009



「[キックオフイベント] 別荘文化のもたらしたものへ湘南の場所としての力～」清閑亭
小田原 | 2010



「[キックオフイベント] プレッド&バター キックオフイベントライブ」茅ヶ崎館
茅ヶ崎 | 2012



「横須賀の茅葺民家 万代会館に集う」万代会館
横須賀 | 2014



「文化財住宅で聴く「平家物語」」長島孝一郎
逗子 | 2016



「[キックオフイベント] 「山川捨松」のお話と「晩亭」の見学会」箱根晩亭
箱根 | 2018



「BELVEDERE/GIARDINO SEGRETO/STUDIO」展
横浜戸塚 | 2021

企画運営提案書

団体名称					
団体代表者	役職名		氏名		
連絡責任者	役職名		氏名		
連絡先住所 ☐ 団体事務局 ☐ 自宅 ☐ 勤務先	〒				
	TEL:		FAX:		
	e-mail:				
催し名称					
開催の目的					
プログラム					
会場:	[邸園所有者又は施設管理者と 調整済／調整未了](※)				
日時:	第1候補日:2024年 月 日 時～ 時 第2候補日:2024年 月 日 時～ 時 第3候補日:2024年 月 日 時～ 時				
定員:	名				
参加費(予定):	円				
事前申込制か否か	事前申込み制 / 自由参加 (※)				
プログラムにおける 邸園の魅力のPRの 考え方	(例: 邸園に関する歴史資料を参加者に配布します。また、建築家による邸宅の解説付の見学会を取り入れます。)				

※印のある記入欄は、選択肢のうちどちらかに○をつけてください。

※本紙は、一つの催しことに作成してください。

予算計画書

■収入

費目	金額	備考
参加費		
自身の拠出金		
寄付金・協賛金		
その他		
合計		

■支出

費目	金額	備考
会場借用費		
会場設営費		
出演者謝金		
印刷費		
通信連絡費		
保険料		※保険加入についての考え方をご記入ください。 (例:参加者・スタッフはレクリエーション保険に加入します。/邸宅には対物保険をかけます)
邸園PR資料作成費		
交通費		
展示品制作費		
その他		
合計		

※本紙は、一つの催しごとに作成してください。

企画運営提案書

団体名称	〇〇を守る会		
団体代表者	役職名 会長	氏名	□□ □□□
連絡責任者	役職名 会員	氏名	△△ △△
連絡先住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市●●町△-△		
■団体事務局 □自宅 □勤務先	TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 e-mail: abc@000.co.jp		
催し名称	「歴史散策ツアーと別荘形成史講座」		
開催の目的	別荘を中心とした地域資源について再発見し、別荘地としての地域形成史を学ぶ。		
プログラム	<散歩ツアーの部> 10:00~12:30 歴史散歩ツアー 〇×邸→〇〇庭園→□□カフェ（歴史的建造物） 12:30~13:30 昼食（@□□カフェ）[昼食代は各自負担] 昼食後、旧〇〇家別邸に移動 <講座の部> 14:00~16:00 別荘形成史講座（旧〇〇家別邸にて） 講師：〇〇 〇〇（〇〇を守る会会員）		
会場:	旧〇〇家別邸 [邸園所有者又は施設管理者と 調整済/調整未了](※)		
日時:	第1候補日: 2024年 11月 23日 10時~ 16時 第2候補日: 2024年 11月 24日 10時~ 16時 第3候補日: 2024年 月 日 時~ 時		
定員:	50 名		
参加費(予定):	500 円 (資料代)		
事前申込制か否か	事前申込み制/自由参加 (※)		
プログラムにおける邸園の魅力のPRの考え方	(例: 邸園に関する歴史資料を参加者に配布します。また、建築家による邸宅の解説付の見学会を取り入れます。)		
	・ 〇×邸、□△邸、〇〇庭園、□□カフェの歴史資料を参加者に配布する。 ・ 別荘形成史講座を行う。		

※印のある記入欄は、選択肢のうちどちらかに○をつけてください。

※本紙は、一つの催しごとに作成してください。

予算計画書

■収入

費目	金額	備考
参加費	25,000	500円×50名
自身の拠出金	0	
寄付金・協賛金	20,000	協賛金
その他	0	
合計	45,000	

■支出

費目	金額	備考
会場借用費	10,000	
会場設営費	0	
出演者謝金	5,000	
印刷費	2,500	
通信連絡費	3,000	
保険料	3,500	※保険加入についての考え方をご記入ください。 (例: 参加者・スタッフはレクリエーション保険に加入します。/ 邸宅には対物保険をかけます) 参加者及びスタッフはレクリエーション保険に加入。
邸園PR資料作成費	5,000	
交通費	16,000	〇〇駅-〇×駅: 往復400円 400円×5人×8往復(打合せ等)
展示品制作費	0	
その他	0	
合計	45,000	

※本紙は、一つの催しことに作成してください。

湘南邸園文化祭連絡協議会会則

第一章 総則

[名 称]

第1条 この会は「湘南邸園文化祭連絡協議会」（以下「協議会」とする）と称する。

[目 的]

第2条 協議会は、相模湾沿岸地域一帯に残る邸宅・庭園や歴史的建造物（以下「邸園等」という）を、地域の歴史・文化を育む県民共有の財産として次代へ継承するために、各地のNPO等、県及び市町が協働連携して、「湘南邸園文化」というテーマのもとで、邸園等を利活用した様々な文化的催しを湘南地域一帯で同時期に行う「湘南邸園文化祭」を開催することにより、邸園等の存在と価値を発信し保全の機運を高め、邸園等の保全活用の推進に資することを目的とする。

[活 動]

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 邸園の保全活用の普及啓発
- (2) 湘南邸園文化祭の開催のための資金の確保
- (3) 湘南邸園文化祭における各企画の調整
- (4) 湘南邸園文化祭に関する広報
- (5) 湘南邸園文化祭の効果・課題の検証
- (6) 会員団体等の邸園保全利活用活動への支援
- (7) その他目的達成に必要な活動

第二章 会員及び役員

[会員]

第4条 協議会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は協議会の趣旨に賛同して入会し、協議会の活動を推進する個人又は団体（行政等を含む）で、総会における議決権を有し、協議会及び湘南邸園文化祭の運営に関わるものとする。
- (2) 県は「邸園文化圏再生構想」の主唱者として、正会員となり協議会及び湘南邸園文化祭の運営に係わるものとする。

- (3) 賛助会員は、協議会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人又は団体であり、総会における議決権は有しない。

[入会]

第5条 協議会に入会を希望する者は、連絡会（第14条）での承認を得た上で入会することができる。

[退会]

第6条 退会を希望するものは、連絡会に申し出て退会することができる。

2 協議会の活動を妨げる行動をしたものは、連絡会の決定により退会させることができる。

[会費等]

第7条 正会員は、会員の会費等を次のように定める。

- (1) 正会員は、別に定める会費を納入する。
- (2) 湘南邸園文化祭の主催団体になる正会員は、別に定める主催団体登録料を納入する。
- (3) 正会員のうち県は、前年度の会費及び主催団体登録料等の合計に相当する額として15万円を納入する。
- (4) その他特別企画等に必要な会費等は総会の議決をもって定めるものとする。

[会費等の不返還]

第8条 正会員が退会する際、既に納入した会費は一切返還しない。

[役員]

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 監 査 1 名

2 役員のほか、顧問を若干名選任することができる。

[役員を選任及び任期]

- 第 10 条 役員は正会員の中から選出する。
- 2 会長・副会長・監査は、役員の互選により選任する。
 - 3 会計は、事務局より選任する。
 - 4 役員の任期は、次のとおりとする。
 - (1) 役員の任期は 3 年とする。
 - (2) 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

[役員役割]

- 第 11 条 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
 - 3 会計は、協議会の資産を管理する。
 - 4 監査は、協議会の会計を監査する。
 - 5 顧問は、連絡会に出席し、会長の諮問に応じる。

第三章 組織運営

[総会]

- 第 12 条 総会は、協議会の運営に関する次の事項を議決する。
- (1) 中期目標及び運営方針
 - (2) 前年度の事業報告および決算報告
 - (3) 当該年度の事業計画および予算
 - (4) 役員を選任
 - (5) 会則等の改廃
 - (6) その他運営に関する重要事項
- 2 総会は、正会員をもって構成し、会長が議長を務める。
- 3 会長は、必要に応じて議事に関係あるものの出席を認め、その意見を聴取することが出来る。

[総会の開催]

- 第 13 条 通常総会は、年度毎に 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、正会員が必要と認め、招集の請求をした場合に会長が召集し開催する。

[総会の定足数と議決]

- 第 14 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 を定足数とする。
- 2 議事は会長が進行し、出席者の過半数の同意を得て成立し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

[連絡会]

- 第 15 条 連絡会は、正会員で構成され、湘南邸園文化祭の実施に関する諸事項及び会員の入退会に関する事項を協議する。
- 2 連絡会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 3 議事は会長が進行し、出席者の過半数の同意を得て成立し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
 - 4 会長は、必要に応じて議事に関係あるものの出席を認め、その意見を聴取することが出来る。
 - 5 連絡会は、議事の内容を正会員及び賛助会員に公開する。

[事務局]

- 第 16 条 事務局は次の事務を担う。
- (1) 総会・連絡会等の準備
 - (2) 会計（出納事務）
 - (3) その他、会の運営、事業の実施等に必要なこと
- 2 事務局は、邸園文化調査団 〒 231-041 横浜市中区吉田町 10 番 都南ビル 401（株式会社山手総合計画研究所内）に置く。

- (附則) この会則は、平成 18 年 9 月 7 日から施行する。
- (附則) この会則は、平成 20 年 1 月 9 日から施行する。
- (附則) この会則は、平成 22 年 5 月 21 日から施行する。
- (附則) この会則は、平成 23 年 5 月 25 日から施行する。
- (附則) この会則は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。
- (附則) この会則は、平成 30 年 5 月 28 日から施行する。
- (附則) この会則は、令和 3 年 7 月 15 日から施行する。



邱園文化圈再生構想